

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 3号 事業計画変更申請について
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
議第 7号 平成28年度全国農業新聞普及拡大計画(案)について
議第 8号 平成28年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
議第 9号 平成28年度作況調査について
議第10号 平成28年度利用状況調査について
議第11号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

- 報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
報第 2号 作付変更届について
報第 3号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |

21番 阿部 新一郎 委員 22番 阿部 眞佐雄 委員
23番 田邊 稔 委員 25番 清野 秀作 委員
26番 星野 英治 委員 27番 内山 敏雄 委員
28番 渡邊 勝夫 委員 29番 熊倉 睦 委員
30番 原田 勝 委員 31番 小林 茂宏 委員
32番 坂井 浩行 委員 33番 横山 一雄 委員
34番 廣川 哲也 委員

欠席委員 1名

24番 阿部 銀次郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	高野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。15番、刈屋一夫委員、20番、村井善一郎委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、28番、渡邊勝夫委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時38分 28番渡邊勝夫委員退席)

議長(野崎会長)

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧願います。今月の申請は2件で、合計面積2,585㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

44番は、大宮新田地内の農地1筆、1,361㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

45番は、金子新田地内の農地1筆、1,224㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。3ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定1件、面積6,879㎡、再設定5件、面積2万1,429㎡、合計では6件、面積2万8,308㎡であります。

それでは、お戻りいただきまして、2ページの46番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

46番は、長沢地内外の農地3筆、6,879㎡を相対で新規に利用権設定するものでございます。

47番から51番までの5件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

皆さん、おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、6月24日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定1件、再設定5件、所有権移転2件、合計件数8件、面積3万893㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時42分 28番渡邊勝夫委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、28番、渡邊勝夫委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

（午前9時44分 28番渡邊勝夫委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

6ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計面積3万8,866.14㎡であります。

4ページにお戻りをお願いします。9番は、新堀地内の農地1筆、496㎡を譲受人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

10番は、帯織南地内の農地1筆、211㎡を譲渡人の要望により贈与で取得するものであります。

11番は、大島地内の農地42筆、2万7,860.14㎡を譲渡人が経営の若返り

で設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

12番は、原地内外の農地15筆、1万299㎡について、贈与契約を合意解除して所有権をもとに戻すものであります。なお、解除によるもとの所有者への権利の移転は、新たな権利移動と見られることから、許可を要するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、贈与の合意解除によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数4件、面積3万8,866.14㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時48分 28番渡邊勝夫委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

8 ページをご覧ください。今月の申請は 5 件、合計面積 1, 2 2 1 m²であります。

お戻りいただきまして、7 ページをお願いいたします。5 番は、月岡 1 丁目地内の農地 1 筆、3 3 0 m²を売買により取得し、南側既存店舗敷地 3 3 0. 6 8 m²と一体利用し、駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1 m²当たり約〇万円でございます。場所につきましては、月岡小学校南西 2 5 0 m 付近で、都市計画用途地域内の第 1 種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第 5 号の 1 5 番で、農地法第 5 条の許可申請がなされております。

6 番は、月岡 1 丁目地内の農地 1 筆、3 1 7 m²を売買により取得し、住宅 1 棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1 m²当たり約〇万円でございます。場所につきましては、月岡小学校南西 2 5 0 m 付近で、都市計画用途地域内の第 1 種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第 5 号の 1 6 番で、農地法第 5 条の許可申請がなされております。

7 番は、月岡 3 丁目地内の農地 2 筆、3 4 3 m²を売買により取得し、駐車場及び簡易型物置並びに通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1 m²当たり約〇万〇, 〇〇〇円でございます。場所につきましては、月岡保育所南西 2 0 0 m 付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第 5 号の 1 7 番で、農地法第 5 条の許可申請がなされております。

8 ページをお願いいたします。8 番は、西本成寺地内の農地 1 筆、3 3 m²を売買により取得し、南側既存宅地 2 8 1. 0 0 m²と一体利用し、駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1 m²当たり約〇万〇, 〇〇〇円でございます。場所につきましては、本成寺中学校北東 4 0 0 m 付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第 5 号の 1 8 番で、農地法第 5 条の許可申請がなされております。

9 番は、計画変更のみの申請で、西本成寺地内の農地 1 筆、1 9 8 m²を貸し駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、本成寺中学校北東 4 0 0 m 付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2 1 番、阿部新一郎委員。

第 2 調査部会長（2 1 番阿部新一郎委員）

議第 3 号『事業計画変更申請について』は、合計件数 5 件、面積 1, 2 2 1 m²で、書

類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

9ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計1,026㎡であります。

7番は、北入蔵2丁目地内の農地4筆、476㎡を住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条東高等学校南西300m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、帯織地内の農地1筆、476㎡を南側既存宅地528.92㎡と一体利用し、住宅1棟及び車庫1棟並びに駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、帯織駅西側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、本年1月の総会におきまして農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。北五百川地内の農地1筆、74㎡を通路及び駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、かもしか病院北東1,000m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積1,026㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。
以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

12ページをご覧願います。今月の申請は9件で、合計2,649㎡であります。

10ページをお願いいたします。15番、16番、17番、18番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の5番、6番、7番、8番で、それぞれご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。19番は、荒町2丁目地内の農地1筆、355㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、体育文化センター北側300m付近で、都市計画用途地域内の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番は、直江町3丁目地内の農地2筆、372㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道8号直江3丁目交差点北西400m付近で、都市計画用途地域内の工業地域内の農地であ

ることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、東大崎2丁目地内の農地1筆、400㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大崎中学校東側200m付近で、500m以内に2つ以上の教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、167㎡を売買により取得し、西側既存宅地835.57㎡と一体利用し、建て売り住宅6棟及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条東高等学校南西300m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。23番は、飯田地内の農地2筆、332㎡を贈与により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、飯田小学校南西150m付近で、500m以内に2つ以上の教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積2,649㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

しばらく休憩させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

（午前10時05分から午前10時10分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。今回の意見照会のありました案件につきましては、三条地区の軽微変更1件でございます。申請者は、〇〇〇〇さんで、月岡地内で農業を営んでおります。申請地は、月岡4丁目434番1の内、面積194㎡で、台帳地目は田、現況地目は畑で、土地改良事業完了後8年以上経過している土地でございます。今回の軽微変更は、申請者所有の既存の農舎と一体利用できるよう西側の土地をもみ殻保管庫1棟及び農業用資材置き場の用地として利用したいものでございます。位置につきましては、14ページの変更（案）箇所詳細図をご覧いただきたいと思います。申請地の表示が当該農地全てになっておりますが、今回変更する部分は表示されている土地の南側の一部194㎡になっております。よろしくお願いをいたします。

以上、1件であります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区における軽微変更1件、面積194㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、「変更やむを得ないものと認める」ことで答申します。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦勞さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成28年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『平成28年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』ご説明をいたします。

15ページをお願いいたします。ご承知のように全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙で、購読料は月額700円でございます。

今回の農業委員会法の改正において、情報事業に関しては「農業一般に関する調査及び情報の提供」として従来同様の位置づけがなされたところでございます。改正法の最重点は「農地利用の最適化」でございますが、地域の農地利用の最適化を実現するためには、農業委員会の取り組みに対する理解者・支援者を一人でも多く増やすことが必要となっております。このことから、農業委員会系統組織の情報提供活動のシンボルとして「全国農業新聞」の普及推進活動が求められているところでございます。

三条市の講読部数は、平成28年3月時点で129部でございます。昨年度の計画では、農業委員数の5倍の170部を目標としておりましたが、41部届かず、達成率は75%でございます。各委員の皆様のご協力により新規講読が34部ありましたが、これを上回る45部の講読中止があったところでございます。

今年度の目標部数につきましては、新潟県農業会議より①から③までの目標設定（案）が示されたところでございますが、当農業委員会におきましては農業委員対比5倍未満の状況であるため、今年度も目標部数は170部としておるところでございます。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてでございます。6月から7月を前期普及月間と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施し、8月は農業委員会だよりによるPR活動、9月は農業委員会総会の後、お時間をいただき、研修会を開催する予定でございます。

また、10月から11月を重要普及月間、2月から3月を後期普及月間と位置づけ、引き続き戸別訪問や農業委員会だよりによめPR活動に取り組んでまいりたいと考えております。

新潟県が策定いたしました「全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動に基づく普及推進計画」において、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人が毎年2部以上の新規講読申込確保に取り組む」とあります。このことから今年度も全委員の皆様から、委員1人につき2部以上の普及拡大をお願いをいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、本年度も全委員から委員1人につき、大変厳しい言い方ですが、最低2部以上の普及拡大を図っていただきますよう、是非ともご協力のほどお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、事務局は総会終了後に申込書・普及資材等について説明を願います。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『平成28年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『平成28年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』ご説明をいたします。

16ページをお願いいたします。農業者年金制度は、「老後生活の安定・福祉の向上」を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とされております。三条市の農業者年金加入状況につきましては、平成28年4月末現在で被保険者が50名、待機者が31名、年金受給者は696名でございます。

昨年度の活動計画では、新規加入目標人数を5名、そのうち20歳から39歳までを3名と設定しました。活動の結果、3名から加入いただくことができ、3名とも39歳までの若い農業者でございました。

それでは、今年度の活動計画（案）についてご説明をいたします。

1、今年度の加入目標人数は3名で、20歳から39歳までの方としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。新潟県全体では86名、うち20歳から39歳は80名となっておりますところでございます。

2、加入対象として働きかける目標人数は、昨年度と同様、認定農業者及び農業後継者など50名、うち20歳から39歳は20名としておるところでございます。

3、地区別加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していただきたいと考えておるところでございます。各班の推進員数、編成につきましては記載のとおりでございます。

4、加入対象者名簿は、12月1日までに整備をする予定でございます。

5、加入推進強化月間は、各班とも12月から来年2月までとさせていただきます。

6、個別訪問の実施計画につきましては、A班、B班、C班とも12月は加入推進委員による個別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進委員による2回目の個別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりでございます。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、本日の総会で活動計画（案）の審議、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議の開催を予定しておるところでございます。

8、加入対象者に対する説明会等につきましては、2月に農業後継者及び認定農業者等の配偶者を対象に、年金制度について説明会を予定しております。

18ページをお願いいたします。9、啓発普及活動につきましては、8月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

10、その他の活動計画は、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては加入推進部長、副部長を中心として、全委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

熊倉さん、何かご意見ございませんか。

29番（熊倉 睦委員）

言っているのか悪いのかなと思って。

議長（野崎会長）

熊倉委員。

29番（熊倉 睦委員）

農業者年金のことですが、皆さん方、農業でやっているという方を探そうという、なかなか難しいものがありますので、個人企業、個人でやっている方、左官屋さんとか大工さんとか、農業もやりながら、そういうふうな方々がおられて、下田のほうでも自分でプレス屋さんをやっていて、農業者年金に入ろうかという若い人がおりますので、そういう人が入ってくると大変ありがたいなというのがありますので、農業者だけではなくて、そういう方もおられますので、心当たりの方は声をかけていただきたいと思

いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

今、熊倉委員さんが言われたとおり、帰られましたら、皆さんの地域の中でそういう方がおられましたら、是非推薦をしていただければなと思っているわけでございます。是非頑張ってくださいなと思っておるわけでございますので、どうかよろしく願いいたします。

熊倉さん、それでよろしいですね。

29番（熊倉 睦委員）

はい。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『平成28年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしと認めます。

それでは、議第9号『平成28年度作況調査について』につきましては農政対策部会に付託することにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第10号『平成28年度利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている「利用状況調査・指導」の一部として「農地パトロール」を実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託をしたいとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第10号『平成28年度利用状況調査について』につきましては農政対策部会に付託することにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第11号『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第11号『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

について』ご説明をいたします。

別冊になっております議案をお願いいたします。

このことにつきましては、4月の総会で（案）としてお諮りをし、5月2日から5月31日まで、農業委員会事務室及びホームページで縦覧を行い、農業者等からの意見を求めたところでございますが、意見はございませんでした。

そこで、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、お手元の冊子のとおりとしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で皆様のほうからご意見ございましたらお願いしたいと思います。しばらくにして無いようですので、お諮りをいたします。議第11号につきましては、報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号及び報第3号について事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会を7月20日午後1時30分から厚生会館第1集会室で会議を開催いた

します。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたしますので、関係委員の方は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（15番）

議事録署名委員（20番）
